

石狩北部地区消防事務組合監査第2号

令和6年度監査結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び第7項の規定により監査したので、同条第9項の規定に基づき、その結果を別紙のとおり公表する。

令和6年8月13日

石狩北部地区消防事務組合
監査委員 岸 本 護

石狩北部地区消防事務組合
監査委員 大 塚 裕 樹

監査報告の写しは、石狩北部地区消防事務組合総務課にも備え置きますので、閲覧を希望される方は申し出ください。